

人権擁護委員に 千葉さん

任期満了に伴い、新しい人権擁護委員として、次の方が法務大臣より委嘱を受けました。
任期は平成23年1月1日から3年間です。よろしくお祈りします。
▷ 千葉博昭さん（新任）
長島字石合



千葉博昭さん

一関地区広域行政組合では、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防や地域の高齢者の総合的な相談の拠点として平成18年度から、一関西部地域包括支援センターと一関東部地域包括支援センターを設置しています。
今回、より身近なサービスが提供できるよう「高齢者総合相談センターひらいずみ（地域包括支援センター）」を町内に設置



関係者らがテープカットでオープンを祝った

介護予防の拠点に

高齢者総合相談センターがオープン

しました。
同センターは町社会福祉協議会が同行政組合から業務を受託し、高齢者の生活全体を包括的・継続的に支援していきます。
これからの高齢者福祉の拠点として活用が期待されます。同センターの設置場所、主な業務の内容は次の通りです。

設置場所

場所：平泉町福祉活動センター内
（平泉字志羅山12-6）

☎ 46 5653

担当地域：平泉町全域

業務の内容

1 介護予防ケアマネジメント
要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に、できる限り自立した生活が送れるよう

4 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医やケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの支援を行います。

◎問い合わせ先

一関地区広域行政組合
介護保険課
☎ 31 3223



宝くじ助成金で整備された視聴覚資機材

防火広報用視聴覚資機材を整備 ～宝くじの助成金を活用～

町では、このほど財団法人日本防火協会が行う「民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業」の助成を受けて、液晶テレビ、DVDプレーヤー、ポータブルランプ、プロジェクターの防火広報用視聴覚資機材を整備しました。

この事業は、同協会が宝くじの売上金の一部の助成を受け、民間防火組織などの育成強化を図り、災害に強い地域づくりを推進するとともに、宝くじの普及宣伝を図ることを目的として行われているものです。

申告の日程表

期日	対象	場所
2月9日(水)	肉用牛・乳用牛生産者	役場2階201会議室
10日(木)	肉用牛・乳用牛生産者	"
14日(月)	肉用牛・乳用牛生産者	"
15日(火)	1・3区	"
16日(水)	2区	"
17日(木)	4・5区	"
18日(金)	6区	"
21日(月)	7区	"
22日(火)	8区	"
23日(水)	9区	"
24日(木)	10区	"
25日(金)	11区	"
28日(月)	12区	"
3月1日(火)	13区	"
2日(水)	14区	"
3日(木)	15区	"
4日(金)	16区	"
7日(月)	17区	"
8日(火)	18区	"
9日(水)	19区	"
10日(木)	20区	"
11日(金)	21区	"
14日(月)	全地区	"
15日(火)	全地区	"

申告会場は役場2階201会議室です。

◎申告受付時間…8:30~12:00、13:00~15:30
◎申告相談時間…9:00~12:00、13:00~終了時

皆さんのご協力をお願いします。また農業所得を含めたすべての事業所得の計算方法が収支計算となったため、申告時間が長引くことが予想されます。給与所得者で還付申告をする人は、一関税務署で申告した方が待ち時間が少ないです。

給与を2力以上からもらっている人
確定申告をする所得税が還付される場合
確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
多額の医療費を支払った場合
災害や盗難にあった場合

年の途中で退職し、再就職していない場合
退職金に対して所得税が源泉徴収されている場合
土地や建物を買ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といつて他の所得と区分して計算します。また、国などの公益事業に対して売ったときに

土地や建物などを 売ったとき

は、譲渡所得税がかからない場合でも申告が必要です。
宅地や遊休農地での臨時駐車場
臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。
収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

障害者控除を受けられます

障害者控除

【内容】
納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障害者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除を受けられます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人（介護保険認定者）
身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人（介護保険認定者）

【手続き】

の人は申告の際に手帳等を持参してください。
の人は保健センターに申請し、認定書の交付を受ける必要があります。

おむつ代の医療費控除

【内容】
確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要ですが、次の対象者については医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除を受けられます。

【確認書の交付対象者】

介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人
初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。

障害者控除、おむつ代の医療費控除の詳しい内容については、保健センターにお問い合わせください。
問い合わせ先
保健センター ☎ 46 5571